

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬にお送りします

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を、7月中旬に世帯主宛にお送りします。国保税は、医療費や介護保険給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。

国民健康保険税を改正しました

平成20年度から、国民健康保険税の課税区分に「後期高齢者支援金分」が新設されました。この改正は、昨年度までの課税区分の「医療分」を、20年度から「後期高齢者支援金分」と「医療分」に細分化したもので、課税区分全体を合わせた税率は変わっていません。

課税区分		平成19年度	平成20年度
医療分	所得割	5.8%	4.8%
	資産割	10%	10%
	均等割	22,800円	12,900円
	平等割	12,000円	12,000円
課税限度額		530,000円	470,000円
後期高齢者支援金分(新設)	所得割	-	1.0%
	均等割	-	9,900円
	課税限度額	-	120,000円
介護分	所得割	1.2%	1.2%
	均等割	13,600円	13,600円
	課税限度額	80,000円	90,000円

※所得割=世帯の所得に応じて計算
※資産割=世帯の固定資産に応じて計算
※均等割=世帯の加入者数に応じて計算
※平等割=1世帯ごとに計算

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の創設に伴う国保税の軽減措置

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の創設に伴い、国民健康保険(国保)加入者の国保税の負担が重くならないよう、次の①又は②に該当する場合には、国保税を軽減する経過措置を講じます。

- ①同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度へ加入したかたがいる場合(5年間)
- ②会社等の健康保険に入っていたかたが後期高齢者医療制度へ加入したことに伴い

い、その被扶養者のかた(65歳~74歳)が国保へ加入した場合(2年間) ※②に該当する場合は申請手続きが必要です。詳細については、7月中旬にお送りする納税通知書に同封の案内をご覧ください。

国保に加入している65歳~74歳の世帯主のかたは国保税が年金からの徴収となります

次の①及び②に該当するかたは、平成20年10月から、国保税の徴収が年金からの天引きとなります。

国保

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院時に医療機関等に支払う窓口負担額は、本人の自己負担限度額区分が明記された「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び国民健康保険証を提示することで決まります。

届いた「所得状況届(現況届)」に必要事項を記入し、閉庁日を除く7月31日(木)までに市の保険年金課(本庁舎1階)へ提出してください。

障害基礎年金を受けているかたへ7月31日(木)までに所得状況届の提出を

武蔵野社会保険事務所では、20歳前の障害により、国民年金の障害基礎年金を受けているかたに、「所得状況届(現況届)」を6月30日に発送しました。

※「所得状況届(現況届)」が届いていないかたは、お問い合わせください。お問い合わせ 市民部保険年金課

なお、滞納がないかたで、口座振替を現在利用されているかた又は今後利用を希望されるかたは、年金からの天引きを中止し口座振替をご利用いただけます。7月31日(木)までに申請してください。

国保税は必ず納めましょう滞納が続くと...

国保税の滞納が続くと、滞納期間に応じた「短期証(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。その後も納付されない場合は、「資格証明書」が発行され、医療機関での自己負担が10割になります。

認定証の交付には事前申請が必要です

認定証の交付を希望されるかたは、国民健康保険証を持参のうえ、申請してください。

国民健康保険に加入している70歳未満のかたは、国民健康保険に加入している70歳~74歳のかたで、世帯全員が非課税のかた

国保税の減免

災害(風水害、火災等)や特別な事情により、国保税の支払いが著しく困難と認められる場合は、申請により国保税が減免される場合があります。(詳細は問い合わせ先へ)

収入の無いかたも申告を

国保税は、加入者のかたの所得申告に基づいて算定します。年末調整を受けたかた以外は、税務署へ申告するか、市の課税課(本庁舎2階)に住民税の申告をしていただく必要があります。

(加入者1人当たり均等にかる額)及び平等割額(世帯ごとにかかる額)が軽減される場合がありますので、必ず申告してください。

国保税の納付は口座振替をご利用ください

口座振替の手続きをされると、納期ごとに指定の口座から自動的に国保税が納められますので、納め忘れがないうえ納付の手間が省けます。

国保の保養施設をご利用ください

国民健康保険(国保)に加入しているかたの保養を目的に、関東周辺の温泉地などの施設と契約しています。

「市民と市長の対話集会」第10回タウンミーティング開催

地域の課題や市政について、市民の皆さんと渡部市長が直接対話を行う「第10回タウンミーティング」を開催します。

「自治基本条例」シリーズ

「みんなで考えてみませんか」

東村山市長の渡部尚です。昨年の市長選挙で当選させていただきました。一年余りが過ぎました。この間、市民の皆さんからの応援や協力を背に、山積する多くの課題一つひとつに真剣に取り組んでまいることができました。改めて皆さんに感謝を申し上げます。

さて、皆さんは「自治基本条例」という言葉を耳にしたことがありますでしょうか? 私は、マニフェスト(選挙公約)の一つとして、自治基本条例の策定を

利用補助 年間1人2泊を限度に1泊3千円の補助(未就学児は1千500円)、自炊施設は1人6泊を限度に1泊1千円の補助

※宿泊予定日の1週間前までは、地域サービス窓口でも申込みを受け付けています。(利用券は後日郵送)

対象 市内在住・在勤・在学のかた

★申込み不要、直接会場へ★手話通訳が必要なかたは、7月10日(木)までに電話又はファクスで企画政策課(FAX333・6846)へ

掲げさせていただきました。自治基本条例につきましては、市議会やタウンミーティングでも申し上げておりますが、より多くの市民の皆さんに、直接私の考えをお伝えたいと思います。今回の市報から何回かの連載をさせていただきますことにしました。

いま、全国で100以上の自治体が、名称は異なりますが「自治基本条例」の策定や策定の検討を行っております。しかし、自治基本条例については、策定の賛否も含めて、いくつかの意見があることも事実です。

地球温暖化防止のため、庁舎等の室内冷房温度を28度に設定し、市職員等のノーネクタイ・ノー上着を実施中です。